

2014. 8. 28

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会 第3回 ヒアリング論点に対する意見

一般財団法人 日本消費者協会  
理事長 松岡 萬里野

### <論点>

行政機関等が保有する個人情報、国民が意図的に提出するものよりは、義務として提出しているものが多い（国勢調査、家計調査、納税、パスポートなど）。このことは、民間で扱われる個人情報とは異なり、国民の信頼が大きい。信頼を損なうと国民の協力が得難くなり、調査など支障をきたす恐れがある。従って民間の個人情報保護より一段と規制される必要がある。

#### ① 利活用を推進することについて

個人情報の低減化については、「パーソナルデータに関する検討会」の技術検討ワーキンググループの報告によると、完全に個人の特定性を防ぐ技術は現在ないとしている。行政機関等の保有している個人情報は、国民が国の各機関を信頼して提出しているものである。そのため、多くの個人情報の利活用は本人の同意を必要としていない。各機関とも相互利用や民間が有効に利用するための検討は必要だが、現行規定を利活用促進のために特段に変更する必要はないと考える。

#### ② パーソナルデータの保護対象の明確化及び取り扱いの在り方について

(i) 身体的特性データやカード番号、メールアドレス等も本人同意無く利用できないものとするべきである。悪質商法や犯罪に容易に利用される可能性がある。

(ii) 機微情報は行政機関等に多く存在している。機微情報の多くは、他人にあまり知られたくない情報なので、保護対象とするべきである。

#### ③ 第三者機関の権限・機能等について

第三者機関へ期待することは多いが、当初から十分な人材や財政状態が期待できないので、従来通り主務大臣に任せるのが良いのではないか。第三者機関は行政機関等を含めて監視、指導、処罰、教育、国際関係など総合的な見地からの役割を担うのがよいと考える。

以上